

平成29年度第1回 京都府寄附控除対象特定非営利活動審査委員会議事録
平成29年度第1回 京都市控除対象特定非営利活動法人審査委員会議事録

1 日時 平成29年10月25日（水） 18：30～20：00

2 場所 京都市市民活動総合センター ミーティングルーム
（ひと・まち交流館 京都2階）

3 出席者

（1）委員（五十音順）

桜井委員，清水委員，鈴木委員，新川委員【委員長】

（2）事務局等

（京都府）神田府民力推進課長，万所副課長，担当職員

（京都市）山口市民活動支援課長，沼崎担当係長，担当職員

4 議題

（1）条例指定NPO法人の外部評価結果について

（2）京都府及び京都市の条例指定の状況について 等

5 公開・非公開の別 公開

6 議事の概要

（1）条例指定NPO法人の外部評価結果について

ア 事務局からの説明

○3月決算法人である，ノンラベル，あやべ福祉フロンティア，花山星空ネットワーク，環境市民，加茂女，フォーラムひこばえ及びアレルギーネットワーク京都ぴいちゃんねつの外部評価結果について，資料「条例指定NPO法人から提出された外部評価結果」に基づき説明。

イ 質疑

（委員） 各法人とも指摘事項がいくつか挙げられているが，対応状況について厳しくチェックする必要はあるのか。

（事務局） 条例指定基準の中で，「申出法人が行う特定非営利活動について当該申出法人以外の者の評価を受けることにより，当該特定非営利活動の内容を改善する仕組みを有すること。」と定められている。その仕組みを有しているかを示す書類として提出されているので，改善されているかどうかを厳しく見ることまで求められるものではない。

（委員） あやべ福祉フロンティアについて，今回，社会的認証開発推進機構のステップ3から外部評価者の評価を受けることに変更されたが，その認証を継続するうえで，法人としての負担が大きかったということか。

- (事務局) ステップ3の継続を考えた時に、認証の基準と仕組みをもった客観的ではあるものの人的・金銭的負担を要する評価と普段から法人の事業を通じた交流があり、その事業内容に精通した学識者からの評価とを比べ、より法人の目的に応じた評価を受けられる方を選択したと聞いている。
- (委員) 外部評価者の所見として、ホームページによる情報発信について指摘されている。法人の活動内容を外部に発信する、また、広く寄附を集めるためにはホームページ等は有意義であり、その更新は重要である。
- (委員) あやべ福祉フロンティアについては、おおむね適正な運営ということで評価されているが、ホームページの情報発信については改善の余地があるかと思われる。組織の運営上、難しいこともあると思うが、認定を受けている法人にとって情報発信は重要な社会的責任と考えられる。適宜情報発信をしていただけるようお願いしたい。
- (委員) 花山星空ネットワークについて、活動計算書を見ると、「雑役務費」が大きく計上されている。内訳が分かりやすくなるよう工夫していただいた方がよいかと思う。
- (委員) 花山星空ネットワークについて、充実した活動をしておられるが、現在の理事会や事務局体制が、将来にわたって持続可能かということについて、しっかりのご検討いただきたい。
また、経費面でいえば、内訳で「雑役務費」が大きく膨らむというのは、どうしても疑問を持たれる。活動計算書の事業費等の記載について、もう少し見る側にとって内容を理解しやすいよう工夫する余地はあるかと思う。
- (委員) 環境市民について、外部評価者からも意見があったが、若手の起用やボランティアの活動等への対応ということについては、さらに充実した活動のためにご留意をいただきたい。
- (委員) 加茂女について、本当によく頑張っておられる。ただ、評価者から指摘等がないというのは、外部評価としての意義に少し疑問が残る。今後さらに活動を充実させていくための方向づけや所見といったところを外部評価としては期待したい。
- (委員) フォーラムひこばえについては、指定管理業務が大きなウエイトを占めており、難しい点もあるかと思うが、事業の拡大に対応できるような運営体制の改善に積極的に取り組んでいただきたい。

- (委員) アレルギーネットワーク京都ぴいちゃんねつとについて、外部評価の中で「中長期的な視点」について指摘があった。
非常に重要な活動をしておられる組織で、ある意味では他に類例を見ない活動をしておられる。活動をさらに広げていけるように検討体制をしっかりと組んで、今後早急に結論を出されることを期待している。
- (委員) 外部評価の項目を作成した際、法人の負担にならないように項目を設けることを意識して議論した。法人の体制によっても異なると思うが、この評価項目は法人にとって負担になっているのか。
- (事務局) 項目自体については、それほど負担になるものではなく、むしろ、通常の認証法人であったとしても、しっかりとした運営として努めていただきたいことである。法人運営においては、組織管理よりも事業に重点を置かれる場合が多いが、法人にとって、評価者とのやり取りの時間を要するとしても、負担というほどではないのではないかと考えている。
- (委員) 条例指定法人がお互いのことを知る機会はあるのか。
病院や大学など、同業者を評価するケースがあるが、同業者だから内実がわかって評価できるということがある。評価者自身の勉強にもなるということも大きい。お互い評価し合う機会があってもよいと思う。
- (事務局) 今現在、条例指定法人の情報交換の場は特設設けられていない。京都府では、認定や条例指定とは特に限定せず、地域力再生交付金制度の利用者の交流会や活動の情報交換の機会ともなるクラウドファンディングの講座などを行っている。広くさまざまな方と交流していただき、より良い法人運営を目指していただくというのがよいのではないかと考えている。
- (委員) 会費収入は寄附金の扱いになるのか。
- (事務局) 会費の場合、任意性があり、対価性のないものであれば、寄附として扱える場合がある。審査の際、内容を確認しながら判断していくこととなる。
- (委員) 収入を見ると、寄附よりも会費収入の方が多法人が見受けられたので、会費という名目であっても寄附扱いにできる場合があるのであれば、法人の支援者にもメリットがあるのではないかと。
- (委員) 会費としている金額を、会費として受け取るべき部分と寄附として支援をしていただく部分とに明確に分ける方法もある。法人からもその支援者に、寄附金が税制優遇の対象となるという認識をより深めていただ

けるよう情報発信していただきたい。

- (委員) 「法人全体の労力に占める事業に割く労力の割合」を示す評価項目があるが、この項目は、表に記載する事業だけで100%になるよう記載するものなのか、必ずしもその必要はないものなのか。
- (事務局) 表に記載する事業だけで100%にならなくてもよい。総務的な事務も含め、表には記載しない事業を合わせて100%になると考えていただいたらよい。この表には割合の高いものから記載いただくこととなる。
- (委員) 個々の事業の中で総務的な役割も担われているということかも知れないが、どの法人も事業に割く割合が高い。この項目は、総務的な部分をどう判断されているか、基盤整備にかける時間をどの程度重要視されているのかということが反映される部分だと考えている。
- (委員) 活動計算書等を見るとどの法人も人件費が低いという印象を受けた。寄附金の獲得は、事業の継続・発展につながるので、どの法人も積極的に頑張っていたいただきたい。

ウ 公表について

- (事務局) 本日の審査委員会でいただいた委員の皆様の御意見については、後日、外部評価結果とともにホームページ等で公表させていただく。

(2) 京都府及び京都市の条例指定の状況について

事務局からの説明

- 京都府又は京都市が条例指定した法人について、資料「京都府及び京都市の条例指定の状況について」に基づき説明。